

## ウクライナ共和国

### 特許庁の所在地：

Ukranian Industrial Property Institute  
State Department of Intellectual Property (SDIP)  
Ministry of Education and Science of Ukraine

45, Uritskogo 03035  
Kyiv 35

Tel : 380-44 494 06 06  
Fax : 380-44 494 06 69

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

### <意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

### <商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (6) 商標法条約 (Trademark Law Treaty)

### **2. 現地代理人の必要性有無**

ウクライナ国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

### **3. 現地の代理人団体の有無**

All-Ukrainian Association of Patent Attorneys  
01001 Ukraine, Kiev,  
P/O Box 391,  
Email: ua.pa.assoc@gmail.com

### **4. 出願言語**

ウクライナ語

### **5. その他関係団体**

不明

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2003年6月25日施行の2003年の改正法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

＜特許の種類＞

特許には、以下の種類に分類されています。

・ まず、発明又は実用新案とは、技術の分野における自然人の知的な活動の所産とされています。

- ① 「発明特許」とは、発明に関する出願であって、実体的な審査を経た後に与えられる出願をいいます。
- ② 「発明の宣言的特許」とは、発明に関する出願であって、方式的審査を経た後に与えられる出願をいいます。
- ③ 「実用新案の宣言的特許」とは、特許の一種ですが、実用新案に関する出願で方式的審査を経た後に与えられる出願をいいます。

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

#### (2) 明細書、クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

・ 第一国出願の言語でも出願は認められます。

この場合、出願日から2ヶ月以内にウクライナ語の翻訳文を提出しなければなりません。この2ヶ月の期間は、延長することができます。

#### (3) 必要な図面 (Drawings)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

#### (6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

基礎となる出願とウクライナ出願の内容が同一でない場合、特許庁は基礎となる出願の翻訳文を要求することができます。

提出要求された場合には、提出要求日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

### 3. 料金表 (単位: グリブナ<UAH>)

(1) 出願料金	800
・ クレーム加算料(3クレーム以上1クレーム当たり)	80
(2) 期間延長料金	400
(3) 明細書自発補正料金	800

(4) 審査請求料金(独立クレーム1個につき)	3 0 0 0
・独立クレーム2以上に付き1個当たり	3 0 0 0
(5) 出願変更料金(特許出願から実用新案出願へ)	4 0 0
(6) 審判請求料金	1 7 0 0
(7) 特許付与料金	1 0 0 (米国ドル)
・公告料金	2 0 0
(8) 存続期間延長料金	4 0 0
(9) 年金	
・1年度から2年度(各年当たり)	3 0 0
・3年度	4 0 0
・4年度	5 0 0
・5年度	6 0 0
・6年度	7 0 0
・7年度	8 0 0
・8年度	9 0 0
・9年度～14年度(各年当たり)	2 1 0 0
・15年度～20年度(各年当たり)	3 8 0 0
・21年度～25年度(各年当たり)	3 8 0 0

#### 4. 料金減免制度について

料金減免制度の規定が存在するか、不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査を採用しています。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しています。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度を採用しています。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

ウクライナ特許法は、出願公開制度及び出願審査請求制度を採用しております。

- (1) 出願書類が提出されると、まず方式的要件が満たされているか否かの審査が行われます。
- (2) 方式的要件を満たした出願は、出願日（優先権主張の場合は、優先日）から18ヶ月経過後、出願内容が公表されます。

早期公開の請求も認められ、公開後には仮保護の権利が生じます。

- (3) 出願審査請求制度が採用されていますので、特許を得るためには出願審査請求を、出願日から3年以内に行わなければなりません。

この期間は、6ヶ月延長することが認められています。

- (4) 出願審査請求後の実体審査について説明します。

- ① 不特許事由について：

以下の発明は特許を得ることができません。

- ・ 公序良俗に反する発明
- ・ 植物や動物の品種
- ・ 集積回路の回路配置
- ・ 技術創作の成果、等です。

- ② 新規性について：

- ・ 発明が技術水準の一部を構成していないことが必要です。
- ・ 技術水準は、世界主義が採用されており、優先日前いずれかの場所で公衆が利用可能とされている全てのものが含まれます。
- ・ 更に、この技術水準には先の出願が出願公開されることを条件として、先願の願書に最初に添付した明細書に記載された発明も含まれます。わが国の特許法29条の2に規定と同様です。

- ③ 進歩性について：

発明が当業者にとって自明でない場合には、進歩性を有します。

- ④ 産業上の利用性について：

発明が産業活動分野において実施可能な場合には、産業上利用可能性があると判断されます。

- ⑤ 実体審査の結果、審査官が特許要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由が通知され、出願人は当該理由通知に対して2ヶ月以内に意見書や明細書の補正書を提出することができます。

この期間は、請求により6ヶ月間期間を延長することができます。

- ⑥ 意見書や補正書の提出にも拘わらず、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合、出願は拒絶されます。

出願人は、この拒絶に対して不服を有する場合、その拒絶査定のお知らせから2ヶ月以内に裁判所又は審判部に対して不服を申立てることができます。

更に、審判部等の決定に対して不服を有する場合には、決定の日から2ヶ月以内に裁判所に上訴することができます。

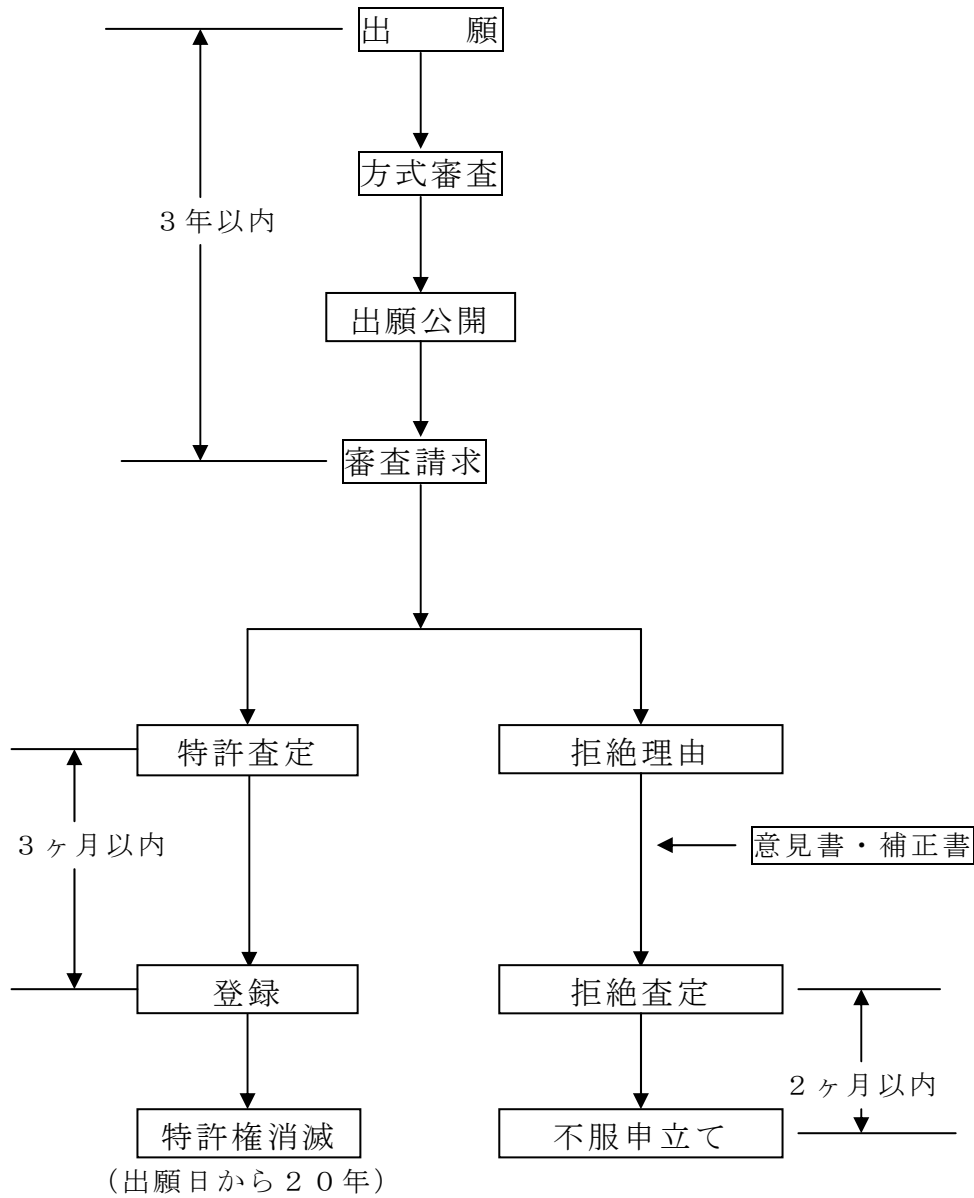
- ⑦ 一方、審査の結果特許要件を満たしていると判断された場合、特許を付与すべき旨の決定がされます。

この特許付与の決定に対して、その日から3ヶ月以内に特許付与手数料

及び印刷手数料を納付する必要があります。

- ⑧ 上記手数料が納付されると、特許付与の旨が公報に公告され、登録から1ヶ月以内に特許証が発行されます。

出願から登録までのフローチャート





## 9. 存続期間及び起算日（権利の発生日）

- (1) 発明特許の存続期間は、出願日から20年で、特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願維持年金は不要です。  
特許後に納付する必要がある、最初の年金は特許日から4ヶ月以内に納付する必要があります。
- (3) 発明の宣言的特許の存続期間は、出願日から6年です。

## 10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
  - ・この31ヶ月の期間は、期間延長が申請され、手数料が納付されることにより2ヶ月間延長されるとされています。
- (2) 提出すべき書類：
  - ・国際公開された国際出願の明細書等の写し。
  - ・必要な図面。
  - ・国際公開のフロント頁。
  - ・該当する場合は、19条及び34条補正書。
  - ・国際調査報告書。
  - ・国際出願時の国際出願のウクライナ語による翻訳文。
  - ・委任状：出願日から2ヶ月以内に提出することができます。
  - ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文
- (3) 審査請求は、国際出願日から3年以内に行う必要があります。

## 11. 留意事項

- (1) 出願の際
  - ①まず、ウクライナ国で発明等の保護を求める場合の出願ルートとしまして、パリルートによる出願形態、PCT出願経由による出願形態の2通りのルートが可能です。  
しかし、ウクライナ国はユーラシア条約には加盟しておりませんので、この条約による出願で発明等の保護を求めることはできませんので、留意して下さい。
  - ②出願書類を現地代理人に送付する場合には、書類を必ずAir Courier等を使用し、同時にE-mailにて平行して送付することを勧めます。郵便だけだと、書類が目的地に届くまでに相当な日数がかかる場合があり、優先期間内に出願が間に合わない場合が生じるからです。  
また、書類を送付した場合には、必ず同封した書類全ては受領したか否かを確認してもらい、受取り通知を即座に送付してもらうようにすべきでしょう。

不思議な話しですが、書類を同封したにも拘わらず、ある書類は受領しているが、ある書類は受領していないとの、連絡を受けることが間々あるからです。また、優先期限内に出願が無事完了したか否か、必ず確認をするようにすべきでしょう。

## (2) 出願後審査中

①ウクライナ国では、出願審査請求制度が採用されていますので、出願と同時に審査請求をしない場合には、出願人側で十分その期限管理に注意を払う必要があります。

審査請求期間は出願日から3年と比較的短いですので、可能な限り出願と同時に請求しておくことを勧めます。

一方、同時に請求をしない場合には、現地代理人に対して必ずその期限のリマインダーを送付してもらうよう、出願書類送付時の依頼書(オーダーレター)中に、明記することを勧めます。

②特許庁から拒絶理由通知(Office Action)を受領したら、現地代理人に必ず特許庁からの通知及びその英訳文を送付してもらうようにすべきでしょう。

ウクライナ語は、殆ど理解不可能かと思われそうですが、拒絶理由通知の発行の日付と現地代理人からその英訳文により、一応期限の確認をすることができると考えられるからです。

③拒絶理由通知に対して現地代理人に応答書を送付した場合、必ずその応答書の受取通知の送付を依頼すべきでしょう。

書類を送付したにも拘わらず、現地代理人から受領していない等の連絡を受けることが実務的に間々あるからです。

## (3) 特許後

特許になった場合、最終的なクレームの英訳文を送付してもらうよう、現地代理人に依頼することを勧めます。

拒絶理由通知に対する応答に際して、その都度応答の内容の英訳文を送付してもらい、クレームの内容の確認をする場合は別ですが、最終的なクレームの内容が出願人の意図した内容とズレが生じていると、後日問題が生じる可能性があるからです。

## 実用新案制度

### 1. 現行法令について

特許法と同様です。

### 2. 実用新案出願時の必要書類

以下、発明の特許出願と同様です。

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、  
国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

#### (2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

#### (3) 図面 (Drawings)

図面は、出願時の必須書面ではありません。

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

提出不要です。

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

特許出願の場合と同様です。

### 3. 料金表 (単位: グリブナ<UAH>)

出願料金	800
明細書等の自発補正料金	800
出願変更料金(実用新案から特許出願へ)	400
特許料金	100(米国ドル)
公告料金	200
年金:	
・ 1年度～2年度(各年度当たり)	300
・ 3年度	400
・ 4年度	500
・ 5年度	600
・ 6年度	700
・ 7年度	800
・ 8年度	900
・ 9年度～10年度(各年度当たり)	2100

### 4. 料金減免制度について

料金減免制度の規定が存在するか、不明です。

## 5. 実体審査の有無

方式的要件の審査のみで、実体的な審査は行われません。

## 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用しておりません。

## 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用しておりません。

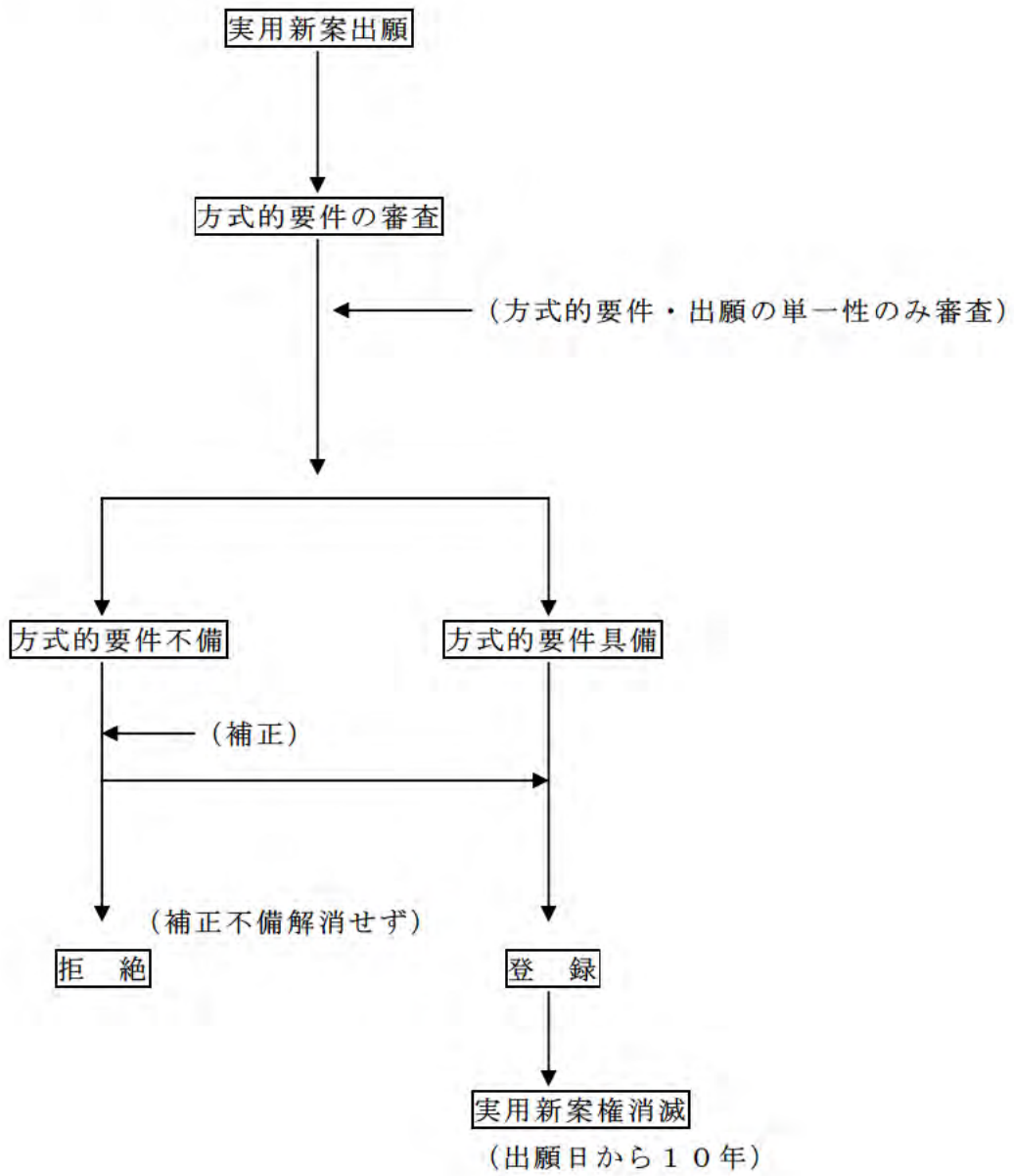
## 8. 出願から登録までの手続の流れ

特許の種類の中で触れましたが、「実用新案の宣言的特許」とは、特許に属しますが、実用新案に係る出願について実体審査を行わず、方式的審査のみで登録を認める出願です。

従いまして、発明特許とは、次のような点において相違します。

- (1) 特許の要件として、「発明特許」は新規性、進歩性更に産業上の利用性が必要となります。  
一方、「実用新案」の場合は、新規性と産業上の利用性が要件とされており、進歩性は要件とされておりません。
- (1) 出願の単一性の要件について、「発明特許」は1の発明若しくは単一の発明概念を形成するように関連している、1群の発明とされています。  
一方、「実用新案」の場合は、1の実用新案に係るものでなければならぬとされています。
- (2) 「実用新案」の場合には、出願公開制度や出願審査請求制度は採用されておりません。
- (3) 出願後、方式的要件及び出願の単一性の要件を満たした場合、登録されます。

出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日

実用新案の宣言的特許の存続期間は、出願日から10年です。  
権利は、設定登録日から発生します。

## 10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定が存在するか、不明です。

### 11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行時期： 優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： 以下のウクライナ語による翻訳文の提出が必要です。  
国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明  
19条補正書及び陳述書  
34条補正書等

### 12. 留意事項

原則として、特許出願の場合と同様です。ウクライナ国への出願自体、実際件数は少ないかと思われまます。ウクライナ国に出願することを決定した場合、「発明特許」にするか、それとも「実用新案」出願にするかは、実体審査を受けた安定性のある権利及び存続期間の長さ等を考慮して、出願人にとってどちらの出願が好ましいか、判断する必要があるかと思ひます。

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

2003年6月25日施行の改正意匠法が適用されています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書
- (2) 意匠を表わす写真。必要に応じて図面。
- (3) 意匠の説明書
- (4) 優先権証明書（出願日から3ヶ月以内）
- (5) 優先権翻訳（出願日から3ヶ月以内）

英語による意匠登録出願も可能ですが、出願日から2ヶ月以内にウクライナ語による翻訳文を提出する必要があります。

### 3. 料金表（単位：グリブナ<UAH>）

(1) 出願手数料	
* 1 意匠	800
* 2～10 意匠（1 意匠につき）	100
* 10 意匠以上（1 意匠につき）	350
(2) 期間延長	400
(3) 譲渡	600
(4) 拒絶査定不服審判	1700
(5) 年金（各年につき）	
第1～2年	100
第3年	200
第4年	300
第5年	450
第6年	700
第7年	900
第8年	1200
第9年	1500
第10～12年	1800
第13～15年	3300

### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度はありません。

#### **5. 実体審査の有無**

新規性等の実体審査が行われます。

#### **6. 出願公開制度の有無**

出願公開制度は採用されていません。

#### **7. 審査請求制度の有無**

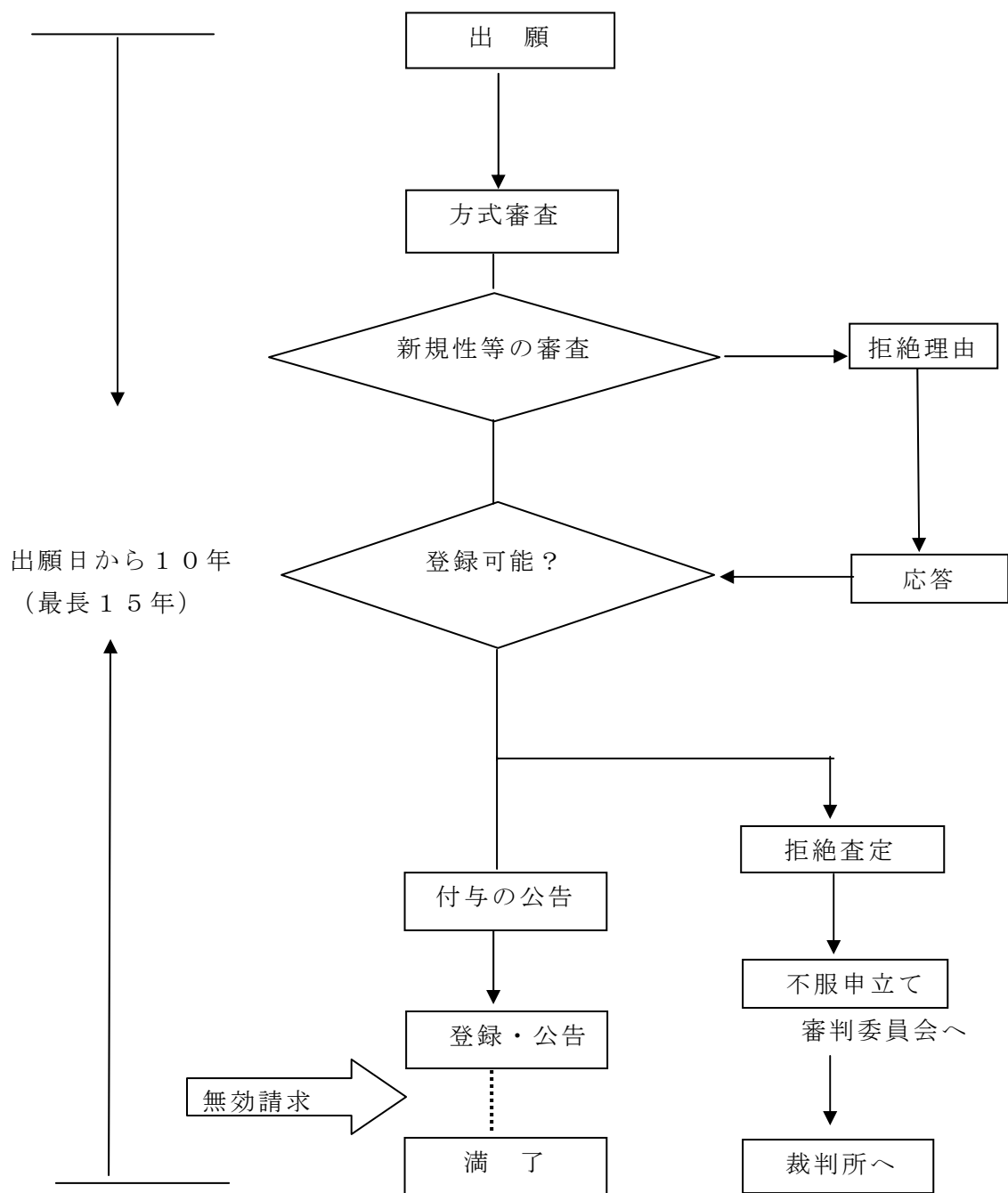
意匠出願の審査請求制度は採用されていません。

#### **8. 出願から登録までの手続の流れ**

最初に意匠出願に係る意匠が保護対象に該当するか否かの方式的要件の審査を行ない、次に、新規性、出願の単一性等の実体審査を行います。審査の結果、出願書類の要素の信頼性について十分根拠のある疑義を認める場合には、特許庁は出願人に追加書類の提出を求めることができます。所定の期間内に追加書類を提出しない場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。

出願が登録すべきものと認められる場合には、特許意匠付与の公告がなされます。公告日から3ヶ月以内に手数料が納付されると意匠は登録され、同時に公報に掲載されます。





## 9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から10年です。意匠権者の請求により更に5年を限度として存続期間を延長することができます。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

## 1 1 . 留意事項

### (1) 意匠の保護

意匠は、「特許意匠」として保護されます。

### (2) 意匠の定義

意匠とは、工業意匠を意味し、芸術的意匠の分野における人の創作活動の成果をいうものとされています。具体的には、意匠の外観を決定し、かつ、審美的及び人間工学的要件を満たす形状、図形、彩色又はそれらの組み合わせは意匠の対象となります。したがって、建築物（小建築形態を除く）、液体、不安定形態の物体は保護対象とはなりません。

### (3) 新規性、新規性喪失の例外

意匠の本質的特徴が、出願日（又は優先日）前に世界のいずれにおいても公表されていない場合には、新規性を有するものとみなされます。出願日（又は優先日）前の創作者自身による意匠の開示は、新規性は喪失しないものとみなされず。

### (4) 出願に関する決定に対する不服申立て

出願人は、出願に関する特許庁のいかなる決定に対しても、特許庁の審判委員会又は裁判所に対して3ヶ月以内に不服申し立てを行うことができます。出願人は審判委員会の決定に対してその決定書の受領から2ヶ月以内に裁判所へ訴えを提起することができます。

### (5) 不実施に対する強制実施権

登録意匠（特許意匠）が3年間実施されていない場合には、実施を望む者に対して実施権が設定される場合があります。

### (6) 登録の無効

特許意匠が登録要件を満たしていない場合には、第三者はその登録の取り消しを請求することができます。無効認定がされた場合には、特許意匠付与の公告日から無効とみなされます。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

2003年6月25日施行の改正商標法が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書
- (2) 商標の表示物
- (3) 標識の説明書（言葉を含む場合、図形で構成されない場合）
- (4) 商品・サービスのリスト（ウクライナ語の翻訳も必要です）
- (5) 優先権証明書（必要な場合）
- (6) 音響テープ、音響の種類の説明書、楽曲の場合には楽譜（音響商標の場合）

### 3. 料金表（単位：グリブナ<UAH>）

(1) 出願手数料	
* 3区分まで	1000
* 4区分以降（1区分ごと）	1000
* 分割出願	1700
(2) 譲渡	600
(3) 期間延長	400
(4) 拒絶査定不服審判	1700
(5) 異議申し立て	1000
(6) 更新	3000

### 4. 料金減免制度について

料金減免制度は採用されていません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願は、実体審査の対象となります。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

### 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査の対象となりますので審査請求制度は採用されていません。

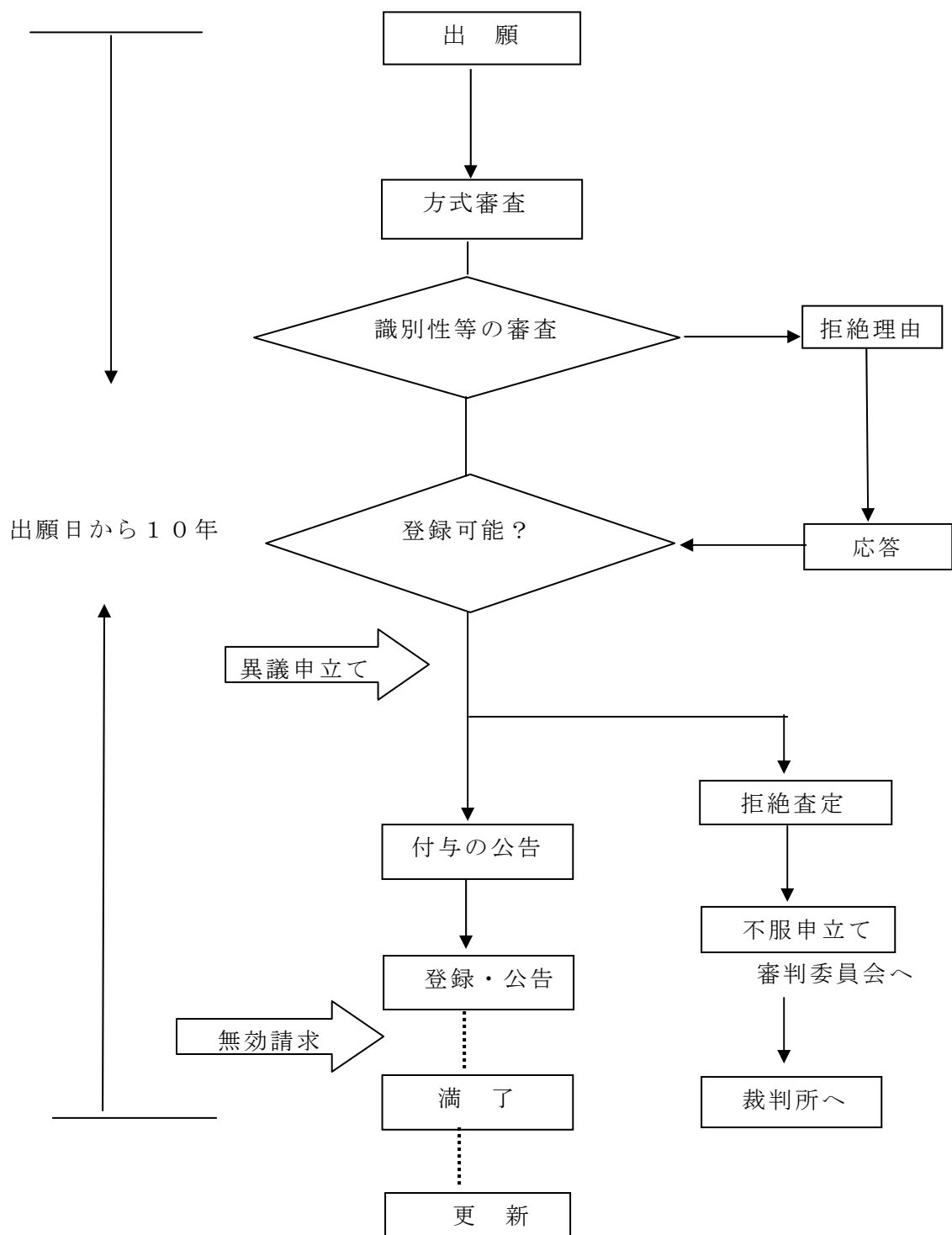
## 8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願については最初に商標の明瞭な複製が含まれているか、商品・サービスの記載があるか等の方式要件を満たしているか否かの審査が行われ、次いで、識別性の有無、他人の業務との誤認・混同のおそれの有無等の実体審査が行われます。

審査部の拒絶決定に対しては、2ヶ月以内に審判委員会又は裁判所に不服申し立てを行うことができます。先行商標を引用されて拒絶された場合には、当該先行商標の権利者からの同意書（コンセンツ）を提出することにより拒絶理由を解消することが可能です。

拒絶理由がない場合には、登録証付与の決定がなされ、3ヶ月以内に手数料を納付することにより出願内容が公報に掲載され同時に登録されます。登録から1ヵ月後に登録証が発行されます。

なお、第三者は、出願係属中はいつでも異議申し立てを行うことができます。



## 9. 存続期間及びその起算日

存続期間の起算日は出願日であり、存続期間は出願日から10年です。存続期間は10年毎に更新が可能です。更新時の使用証明は不要です。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

### 1 1. 保護対象

人名を含む語、文字、数字、図形要素、色彩及び色彩の組み合わせである標識又はこれらの標識の組み合わせが保護対象となります。また、音響、3次元商標も保護可能とされています。

### 1 2. 留意事項

#### (1) 不使用取消し

登録から3年以上登録商標を使用していない場合には、登録が取り消される可能性があります。ドメインネームの使用を含むインターネットでの使用も商標の使用とみなされます。

#### (2) 譲渡

消費者が、商品の製造者・サービスの提供者について誤認混同をしないことを条件として商標権の譲渡が認められます。

#### (3) 周知商標の認定

審判委員会に対して、自己の商標が周知である旨の認定を申請することができます。審判委員会は、当該商標の認識の程度、使用期間・範囲、広告の期間などを総合的に判断して周知性の決定を行います。